

○成績優秀者特別奨学金（工学研究科日本語基準）規程

令和元年9月28日

大学規程第7号

改正 令和元年12月21日大学規程第18号

令和3年3月27日大学規程第20号

（目的）

第1条 この規程は、工学研究科（博士課程前期・博士課程後期）に入学する成績優秀者を確保し、本学学生の学力の維持・向上に資するため、特別奨学金を給付することを目的とし、成績優秀者特別奨学金（工学研究科日本語基準）（以下「本奨学金」という。）の給付対象者、給付方法、給付内容及び給付金額等に関し、必要な事項を定めるものである。

（対象者）

第2条 本奨学金は、博士課程前期においては、学部課程で秀でた成績を修め、かつ、本学の求める工学領域において高い素養をもっていると判断される者に、博士課程後期においては、博士課程前期で秀でた成績を修め、かつ、本学の求める工学領域において高い研究力があると判断される者に給付する。

（奨学金種別及び額）

第3条 奨学金の給付額は、博士課程前期においては、奨学生が納入すべき入学金及び学費（授業料、施設設備費及び実験実習費）の額に当該各号の割合を乗じて定める。

- (1) 第一種 10割
- (2) 第二種 5割
- (3) 第三種 3割

2 博士課程後期は、奨学生が納入すべき入学金及び学費（授業料、施設設備費及び実験実習費）を全額免除とする。

（併給）

第4条 大学が給付する他の奨学金との併給は、認めない。ただし、大学以外の組織が給付する奨学金についてはこの限りではない。

（期間）

第5条 第3条に定める本奨学金の給付は、学期毎に行い、博士課程前期においては第4学期を、博士課程後期においては第6学期を給付限度とする。

（給付時期及び方法）

第6条 博士課程前期においては、入学金のほか、給付奨学生が各学期に本学に納付すべき学費（授業料、施設設備費及び実験実習費）に第3条各号の割合を乗じた額を免除する。

博士課程後期においては給付奨学生が納付すべき各学期授業料の全額を免除する。

（選考及び採用）

第7条 給付奨学生の採用人数及び給付金額は、学長が毎年度予算の範囲内でこれを決定する。

なお、博士課程前期の採用人数は、第一種は若干名、第二種及び第三種は定員の35%以内の人数とし、博士課程後期の採用人数は若干名とし、工学研究科委員会の意見を聴いて、学長が採用を決定する。

2 奨学金を受けようとする者は、事前に本学に申請するものとする。

(採用通知)

第8条 学長は、前条により給付奨学生を決定したときは、給付奨学生本人もしくは保護者（保証人）に対し、遅滞なく通知するものとする。

(提出書類)

第9条 給付奨学生として採用された学生は、所定の誓約書を入学手続き時に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第10条 給付奨学生は、入学時に当該制度の趣旨について理解し、成績の維持に努める。

(異動)

第11条 給付奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに学生部学生センターに書面により届け出なければならない。

- (1) 本人又は保護者（保証人）の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じたとき
- (2) 保護者（保証人）を変更するとき
- (3) 入学を辞退し、又は休学若しくは退学をするとき

(資格停止)

第12条 本奨学金は、給付奨学生が次の各号の一に該当することとなった場合は、給付を停止することがある。

- (1) GPAの値が3.50以上の成績を維持できなかった場合
- (2) 進級時に行われる工学研究科長との面談において不相当と判断された場合
- (3) 休学したとき
- (4) その他学長が必要と認めたとき

2 前項の第1号又は第2号の事由に基づき給付を停止するときは、当該学期に続く1学期とする。

(再開)

第13条 前条により本奨学金の給付を停止された者について、停止の原因となった状況が改善したときは、学長は、給付の再開を決定することができる。

(資格喪失及び繰上げ採用)

第14条 給付奨学生が次の各号の一に該当する場合には、その資格を取り消すものとする。

- (1) 入学を辞退したとき。

- (2) 除籍又は退学したとき。
- (3) 出願書類等の提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

(返還)

第15条 本奨学金は給付するものとし、給付奨学生として採用された者は返還義務を負わないものとする。ただし、第14条第3号又は第4号の事由に基づき資格を喪失した場合は、入学時に遡って返還義務が生じるものとする。

(決定及び認定)

第16条 第12条から前条に係る決定又は認定に当たって、学長は、大学学生委員会、当該学生の所属する研究科委員会の意見を聴くものとする。

(所管)

第17条 本規程に関する所管は、学生部学生センターとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃に当たって、学長は工学研究科委員会、大学院委員会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この規程は、工学研究科設置認可の日（令和元年11月19日）から施行する。
- 2 令和2年度入学生については、第4条及び第9条の「工学研究科委員会の議を経て、」を「工学研究科長の意見を聴いて、」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和2年1月1日から施行する。（規程名称の変更、博士課程後期の奨学金額の制定、条項・文言の統一に伴う変更、学内成績基準表記の変更）

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。（事務組織の改編等による改正）